高知県高性能林業機械等整備事業の運用について

第１　趣旨

この運用は、高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱(以下「要綱」と言う。)及び高知県高性能林業機械等整備事業実施要領（以下「要領」と言う。）の運用について、必要な事項を定める。

第２　運用

要綱別表第１の事業区分ごとに、以下に留意して事業の実施及び導入した機械の利用、保守管理を行うものとする。

１　森林づくりタイプ・プロジェクトタイプ

（１）補助の範囲

　補助対象機械の範囲は要綱別表第１に定める区分に記載されている機械本体及び機械本体と一体的な装置とする。

（２）機械導入後の保守・管理

機械導入事業体は作業記録簿を整備するとともに、作業前点検、定期点検を実施し、その性能を十分発揮できるように維持管理しなければならない。

（３）その他（森林づくりタイプ）

　機械導入の補助残の資金について国の制度融資を受けるために、補助金対象物件を担保に供する場合は、あらかじめ、別記様式第１号で木材増産推進課と協議するものとする。

　　（４）実績報告書

実績報告は間接補助事業者（市町村）の補助金支出日以降の報告日とすること。但し、補助金交付要綱第10条第1項に定める日以内とする。

２　作業システム改善タイプ・レンタルタイプ

（１）補助の対象

森の工場事業実施計画の承認を受けた森の工場内で、搬出間伐と主伐を組合せながら素材生産事業を実施する事業体とする。

３　作業システム改善タイプ

（１）補助の範囲

　　　　作業システム改善タイプの事業の補助対象とする範囲は、森の工場内の森林整備（搬出間伐）、更新（主伐）作業での作業システムの改善を目的とした、伐倒・集材・造材・小運搬・集材木の木寄せ作業で使用する林業機械、器具及び装置並びに作業道開設において1台の作業機で伐倒・集積・掘削が可能な多功程作業機械の導入とする。

事業種目における「林業機械の改良」とは「機械本体に新たな機能を追加するもの」とし、既存所有する機械本体へ「架装する作業機及び一体的に作動させる補助機器、架装や改良のための工事経費」とする。「林業機械等の導入」は、素材生産のために作業システムを改善するために必要な林業機械、器具及び装置導入を補助対象とする。

新規導入機械本体への同時架装及び架装のための機械回送経費等は補助対象としない。

（２）改良を実施する機械本体（ベースマシン）

　　　　　作業機（アタッチメント等）を架装する機械本体の稼働時間はおおむね5000時間、導入後5年程度以内の機械本体を推奨する。作業機を架装してその性能を十分発揮できる機械本体であり、改良後5年以上の実要耐用年数を有する機械本体とする。

（３）機械導入後の保守・管理

　機械導入事業体は機械の作業記録簿を整備するとともに、作業前点検、定期点検を実施し、機械本体及び架装作業機の性能を十分発揮できるように維持管理しなければならない。

４　レンタルタイプ

（１）補助の範囲

　　　　レンタル機械の補助対象とする作業機械は、森の工場内の森林整備（搬出間伐）及び更新（主伐）作業で素材生産を行うための、伐倒・集材・造材・小運搬・集材木の木寄せ作業等で使用する機械とし、土場での仕分け・トラックへの積込み作業及び作業道開設のための掘削系機械は補助対象としない。但し、作業道開設において1台の作業機で伐倒・集積・掘削が可能な多功程作業機械は補助の対象とする。

レンタル機械に係る経費の内、本体レンタル機械（ロードライナー、車輪及び履帯の滑止めチェーン、ゴム製履帯の損耗費、スイングヤーダ－等の専用搬器・設置器具等の付属品は補助の対象に含む。）、補償費及び管理料を補助対象とし、それ以外の機械の回送経費及び、燃料油脂経費及びワイヤー等消耗品・返却時の修繕費等は補助対象としない。リース契約による機械については補助対象としない。

　　　　補助額は、補助対象事業費の3/10以内で、1ヶ月当たりの上限を150,000円とする。但し、レンタル経費が日数管理となる場合は月額補助金上限150,000円を1ヶ月当たり31日で除した日額単価にレンタル日数を掛けた補助額とレンタル経費の3/10の補助額のうち安価な方を補助額とする。

　　　　（補助金計算例）

　　　　　　ア、　2ヶ月当たり（月額計算）500,000×2ヶ月×3/10＝300,000円

　　　　　　イ、　61日当たり （日額計算）※１　1,000,000×3/10＝300,000円

※２　150,000÷31日＝4,838円

4,838×61日＝295,118円

≒295,000円（千円単位）

　　　　　　　　　　　日額計算の場合は※１・２を比較して安価な方を補助額とする

（２）レンタル事業者

　　　　事業実施主体がレンタル機械の契約を実施するレンタル事業者は、法人登録された事業者とし、個人が所有するレンタル機械及び協同組合等が補助事業により導入した機械を組合員へレンタルする機械は補助対象としない。また、レンタル機械貸し付け事業者は、レンタル機械の見積書・請求書・明細伝票の発行及びレンタル機械の性能の保証が可能な事業者であることとする。

（３）レンタル機械の保守・管理

 　　　レンタル機械使用事業体はレンタル機械の作業記録簿を整備するとともに、点検・整備に努め、稼働効率の向上に務めるものとする。

（４）レンタル機械による作業システム

　　　　レンタル機械の作業システムは、レンタル期間内に組み合わせる作業機械、素材生産量、作業道や土場環境などを考慮し、効率的にレンタル機械が稼働できる環境を整えるものとする。

（５）レンタル機械による素材生産量の目標

ア、搬出間伐

レンタル機械を使用した１作業システムで、当該施業に係る作業道支障木を含み、１ヶ月当たりおおむね100m3の搬出量を確保する。

し、１作業システムに2台以上のレンタル機械が稼働する場合でもおおむね100m3で可とする、また、搬出量の確認は市場等の伝票、荷受伝票等により1　ヶ月毎の搬出量が１システム当たり確認できるように、整理保管するものとする。

また、降雪、災害等により集積土場から搬出できない場合は、集積材積の確認（延長、高さ、幅、本数等）できる写真、プロセッサ等の造材集積システムによるデータでも可とする。

なお、おおむね100m3とは、3割の範囲とし、連続する3ヶ月間の月間平均材積が70m3を下回った場合は、4ヶ月目以降は補助の対象としない。

作業功程の見直し、事故・災害等により月毎の搬出間伐量が70m3を下回るおそれがある場合は、速やかに事業計画の見直しをすること。但し、補助事業者に起因しない、事故・災害の場合は木材増産推進課の指示を仰ぐこと。

イ、更新（主伐）

レンタル機械を使用した１作業システムで、当該施業に係る作業道支障木を含み、１ヶ月当たりおおむね200m3の搬出量を確保する。

但し、１作業システムに2台以上のレンタル機械が稼働する場合でもおおむね200m3で可とする、また、搬出量の確認は市場等の伝票、荷受伝票等により1ヶ月毎の搬出量が１システム当たり確認できるように、整理保管するものとする。

また、降雪、災害等により集積土場から搬出できない場合は、集積材積の確認（延長、高さ、幅、本数等）できる写真、プロセッサ等の造材集積システムによるデータでも可とする。

なお、おおむね200m3とは、3割の範囲とし、連続する3ヶ月間の月間平均材積が140m3を下回った場合は、4ヶ月目以降は補助の対象としない。

作業功程の見直し、事故・災害等により月毎の搬出間伐量が140m3を下回るおそれがある場合は、速やかに事業計画の見直しをすること。但し、補助事業者に起因しない、事故・災害の場合は木材増産推進課の指示を仰ぐこと。

（６）補助対象区分の新設又は廃止

要綱の第８条の２（２）区分の新設又は廃止については、レンタル事業では適用しない、但し、補助金額の増額になる場合は、実施要領第８の４によるものとする。

（７）実績報告

　　　　　レンタル事業の実績報告書で添付する契約書は、レンタルの相手方、機種、期間、金額が確認できれば請求書でも可とする。

５　入札・契約関係

　（１）入札及び契約の実施方法

　　　　　契約の相手先の選定及び入札にあたっては、公平性・競争性を確保して実施するものとし、国費事業（森林づくりタイプ・プロジェクトタイプ）での随意契約は原則実施しない。

　　　　　レンタル機械においては、事業地の作業状況、事前予約や長期契約による有利性、市況・レンタル事業者の在庫等を判断して、短期間に安価にレンタル機を活用することに務めるものとする。

６　その他

（１）導入機械の事故及び災害の報告

補助対象機械及び補助対象装置を装着した機械が処分期限内に事故及び災害その他補助事業の目的とする機能を発揮できなくなった場合は原因を確認するとともに早急に機能を復旧・改善することとし、また、木材増産推進課に遅滞なく報告すること。

附則　適用年度

　　　　　この運用は24年度事業について適用する

附則　　この運用は、平成24年６月７日から施行し同日以降に交付の決定が行われる補助事業について適用し、高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱及び高知県高性能林業機械等整備事業実施要領の廃止をもって廃止する。

附則　適用年度

　　　　　この運用は25年度事業について適用する

附則　　この運用は、平成25年５月21日から施行し同日以降に交付の決定が行われる補助事業について適用し、高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱及び高知県高性能林業機械等整備事業実施要領の廃止をもって廃止する。

附則　適用年度

この運用は26年度事業から適用する

附則　　この運用は、平成26年４月25日から施行し同日以降に交付の決定が行われる補助事業について適用し、高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱及び高知県高性能林業機械等整備事業実施要領の廃止をもって廃止する。

附則　適用年度

この運用は27年度事業から適用する

附則　　この運用は、平成27年６月10日から施行し同日以降に交付の決定が行われる補助事業について適用し、高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱及び高知県高性能林業機械等整備事業実施要領の廃止をもって廃止する。

この運用は27年度事業から適用する

附則　　この運用は、平成27年８月10日から施行し同日以降に交付の決定が行われる補助事業について適用し、高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱及び高知県高性能林業機械等整備事業実施要領の廃止をもって廃止する。

附則　適用年度

この運用は28年度事業から適用する

附則　　この運用は、平成28年４月25日から施行し同日以降に交付の決定が行われる補助事業について適用し、高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱及び高知県高性能林業機械等整備事業実施要領の廃止をもって廃止する。

別記様式第１号

番　　　号

年　月　日

　　　知　　事　あて

住　　　所

事業体名称

代　表　者

平成　　年度高知県高性能林業機械等整備事業補助金により取得する財産について、高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱第7条の規程に基づき下記のとおり処分したいので、承認していただきたく申請します。

記

１　事業名

２　事業実施主体

３　処分の理由及び今後の利用方法

（１）　処分を行う理由

（２）　今後の利用方法

　　①　処分区分

　　②　今後の利用方法（森の工場の事業計画）

４　担保施設の概要

1. 名称（施設名）
2. 所在地
3. 構造・規模等
4. 総事業費と負担区分

５　借入れの概要

1. 借入先
2. 制度融資名
3. 資金区分
4. 借入額
5. 償還期間
6. 債務保証

６　その他参考となる事項

1. 事業計画書（実施要綱第３の２の事業計画の担保対象施設）
2. 償還予定表
3. 利用する制度融資のパンフレット　等